令和元年10月29日
青森河川国道事務所

岩木川（浅瀬石川）の樹木を利用してみませんか？

～　樹木伐採者を募集します　～

青森河川国道事務所では、企業や団体、個人等で、河川内の樹木の伐採に協力していただける方を募集します。
条件を満たせば、どなたでも応募できます。
伐採した樹木は燃料等の自家消費のほか、加工、販売などに利用することもできます。

《目的》

河道内の適正な管理の一環として、区域内の樹木は、必要に応じて河川管理者（青森河川国道事務所）が伐採しています。

公募による伐採は、希望者の意向を反映し利用していただくことにより、伐採費用や処分費の縮減とともに伐採木の有効活用を図るため、毎年継続して実施しています。

《概要》

○伐採箇所：浅瀬石川右岸0．2k～1．4k
南津軽郡藤崎町藤崎地内（朝日橋下流）
○募集区画数：7区画　　※位置、区画割りについては、別紙①参照。
○樹種：ハリエンジュ
○募集期間：令和元年10月29日（火）～　令和元年11月7日（木）
○伐採期間：申請許可書交付日　～　令和元年12月27日（金）
○応募資格：別紙のとおり
○応募方法：応募様式に必要事項を記入の上、郵送または持参。
ただし、令和元年11月7日（木）17時までに必着のこと。
様式については、青森河川国道事務所ホームページ（下記アドレス）からダウンロードできます。
http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/topics/koubobassai/yousiki.docx
また、青森河川国道事務所河川管理課と担当出張所でも配布します。

藤崎出張所
〒038-3802 青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井36-1
Tel:0172－75－3314

《発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社》

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　青森河川国道事務所
〒030－0822　青森市中央3丁目20－38
電話　017－734－4521（代表）
技術副所長（河川）　櫻井（サクライ）　隆広（タカヒロ）　（内線204）
河川管理課長　工藤（クドウ）　尚武（ナオタケ）　（内線331）

別紙①



『この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 令1東複、第24号）』

樹木伐採範囲（現在の状況）



伐採面積

区画番号	面積（m2）
①	1,593
②	1,729
③	1,924
④	2,371
⑤	2,008
⑥	1,812
⑦	1,396
合計	12,833

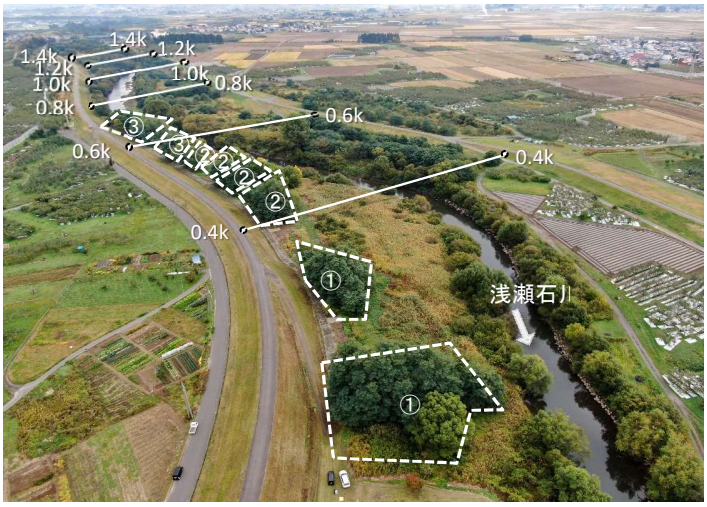

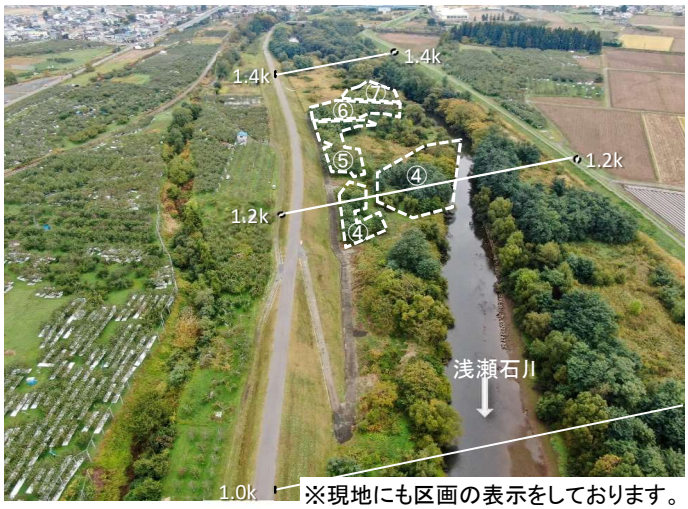

※現地にも区画の表示をしております。

別紙②

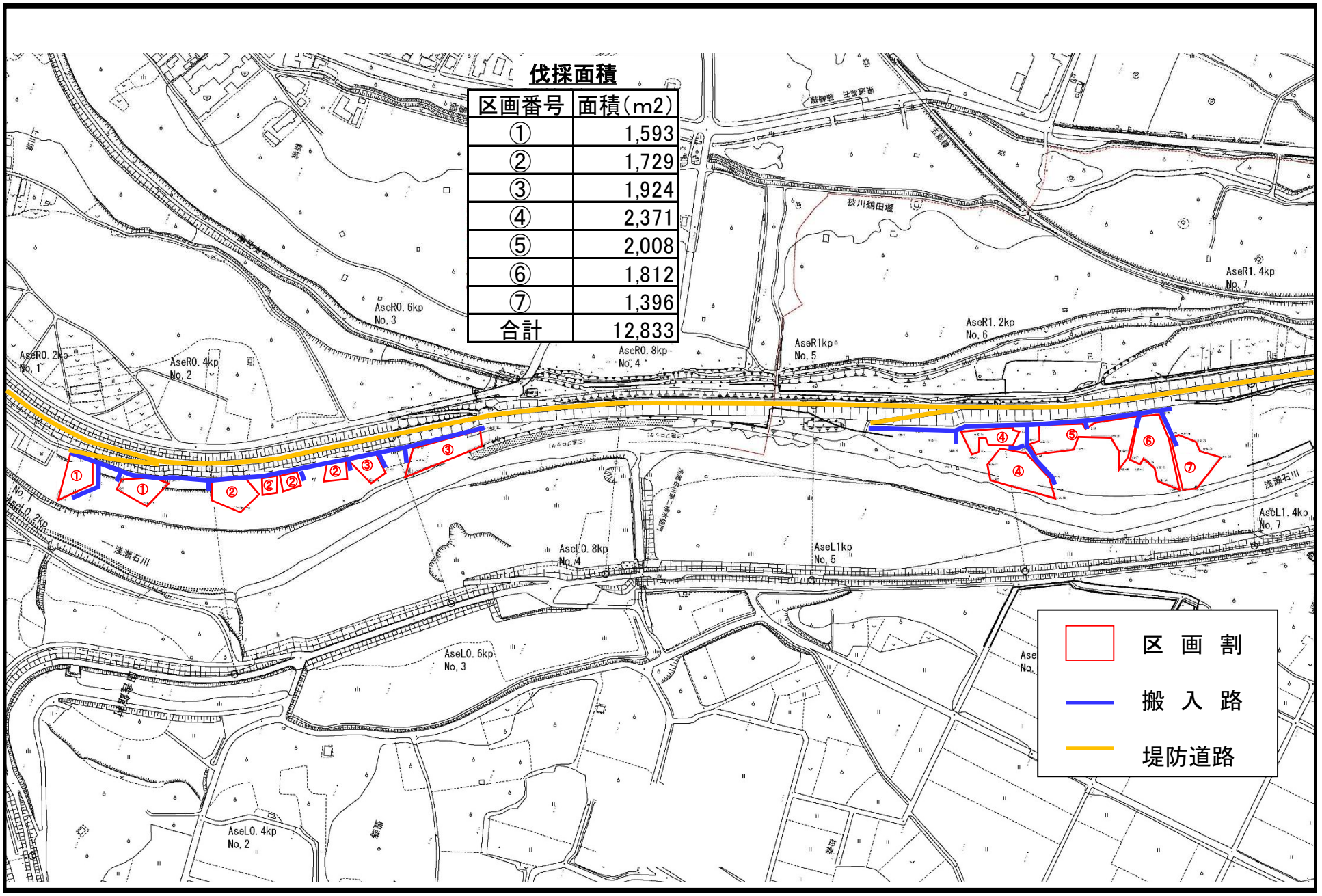
伐採面積
区画番号 面積(m2)
① 1,593
② 1,729
③ 1,924
④ 2,371
⑤ 2,008
⑥ 1,812
⑦ 1,396
合計 12,833
AseR0. 2kp No. 1
AseR0. 4kp No. 2
AseR0. 6kp No. 3
AseR0. 8kp No. 4
AseR1kp No. 5
AseR1. 2kp No. 6
AseR1. 4kp No. 7
AseL0. 2kp No. 1
AseL0. 4kp No. 2
AseL0. 6kp No. 3
AseL0. 8kp No. 4
AseL1kp No. 5
AseL1. 4kp No. 7
区 画 割
搬 入 路
堤防道路

《応募資格》

以下のいずれにも該当しないものであること。

1 過去３年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
2 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
3 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
4 直近１年間の税を滞納している者
5 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

《留意事項》

1 応募者多数の場合や希望区画が重複することが予想されますので、応募資格を確認した後に、青森河川国道事務所が厳正かつ公平に抽選を行います。
抽選結果に関係なく、１１月１１日（月）までに全ての応募者にお知らせします。
2 樹木の採取にあたっては、河川産出物の許可手続き（河川法第25条）が必要になります。当選者には、こちらで用意した書類に必要事項を記載いただきます。
3 伐採、搬出に要する費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とします。
4 伐採した樹木の販売、譲渡、流通については、応募者の自己責任となります。
5 伐採時の事故等については、自己責任となります。
6 第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。
7 河川管理施設を損傷した場合は、応募者が復旧するものとします。
8 不要な枝葉が発生した場合は、処分しやすいように、応募者が区画内に集積するものとします。
9 伐採完了後、完了届を提出いただきます。

《スケジュール》

令和元年１１月７日（木）１７：００	応募様式の提出期限（必着）
令和元年１１月１１日（月）	青森河川国道事務所が抽選し、区画割り当てを確定（応募者多数の場合）、通知
（出来るだけ速やかに）	河川法第２５条河川産出物の許可申請書及び伐採作業計画書提出
（　〃　）	〃　許可書交付
（　許　可　後　） ※許可の手続き後作業可	伐採、運搬作業着手届提出
令和元年１２月２７日（金）まで	〃　完了届提出

※両面印刷にて使用

応募様式及び伐採作業計画書

令和元年　　月　　日

青森河川国道事務所長 殿

応募者　氏名（団体名・代表者名）　　印

住所

令和元年１０月２９日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

１．河川の名称：岩木川水系浅瀬石川

２．採取を希望する河川産出物の種類：樹木（樹種：ハリエンジュ）

３．希望する区画番号

第 １ 希望 区画番号：　　第 ２ 希望 区画番号：　　第 ３ 希望 区画番号：
第 ４ 希望 区画番号：　　第 ５ 希望 区画番号：　　第 ６ 希望 区画番号：
第 ７ 希望 区画番号：

４．伐採木の使用目的（当てはまる項目の□にチェックを入れて下さい）

□ 自家消費　□ 発　電　□ 加　工　□ 販　売　□ その他（　　）

５．採取の期間

作業予定期間：　令和元年　　月　　日　～　令和元年　　月　　日を予定

６．伐採経験及び保有資格（当てはまる項目の□にチェックを入れて下さい）

□以前に青森河川国道事務所の公募伐採に応募したことがある。
□伐採の経験がある。（経験年数：　　年）
□作業予定者の中に伐採に関わる資格保有者がいる。（保有資格：　　）
□伐採未経験である。

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

実施期間：上記予定期間と同様　（作業時間　　：　　～　　：　　）

【作業者】（当てはまる項目の□にチェックを入れて下さい）

□応募者と同じ　□その他（　　）※法人等の場合は作業者名を記載、別紙可

【採取の方法等】（当てはまる項目の□にチェックを入れて下さい）

（採取方法）
□チェーンソーによる伐採　□ノコギリによる伐採　□その他（伐採方法：　　）

（小割方法）
□ 倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬。
□ 倒木箇所で小割りし、キャリアダンプ等によりトラックまで運搬。
□ その他の方法（　　）

（運搬方法）
□ 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。（積込方法：　　）
□ 伐採材は、（　　ｔ）トラックにより日々搬出する。（積込方法：　　）
□ その他の方法（　　）

【緊急連絡先】

連絡先(携帯可)：

緊急連絡先　　：

その他(FAX 等)：

※裏面に続きます

＜遵守する事項＞

【安全対策等】

（作業時服装）・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
（大雨・強風）・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
（資機材管理）・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。
（隣接者調整）・他の作業者の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。
・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
（有事対応）・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。（申請者以外の現場作業者にも登録して貰う）
・事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡する。
（法令遵守）・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。（差し枠、はみ出し禁止）
（坂路監理）・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。
（その他）・こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。（二日酔いも含む）
・作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に整理整頓し、不慮の事故が起こらないようにする。
・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

※重要確認事項（該当箇所及び確認した項目すべてにチェック☑を記入して下さい）

【公募伐採の応募資格】

□過去３年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。

□公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

□公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

□直近１年間の税を滞納している者ではない。

□警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

【留意事項】

□樹木の採取に当たっては、河川産出物の許可手続き（河川法第 25 条）が必要になります。

□伐採、搬出に要する費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とします。

□伐採した樹木の販売、譲渡、流通については、応募者の自己責任となります。

□伐採時の事故については、自己責任となります。

□第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。

□河川管理施設を損傷した場合は、応募者が復旧するものとします。

□不要な枝葉が発生した場合、処分しやすいように、応募者が集積するものとします。

以上